

# 民間投資活性化等のための中小企業・小規模事業者関係 税制改正概要

## 中小企業投資促進税制の拡充・延長

全国で活躍する中小企業・小規模事業者の設備投資を強力に後押しするため、生産性向上に資する設備を導入した場合の**小規模事業者(個人事業主、資本金3000万円以下法人)に対する税額控除割合の上乗せ**や、**税額控除の利用可能な法人の範囲の拡大**等の**拡充措置**を講じた上で、**現行措置を含め、適用期間を3年間延長**。(平成29年3月31日まで)

### 現行措置

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%

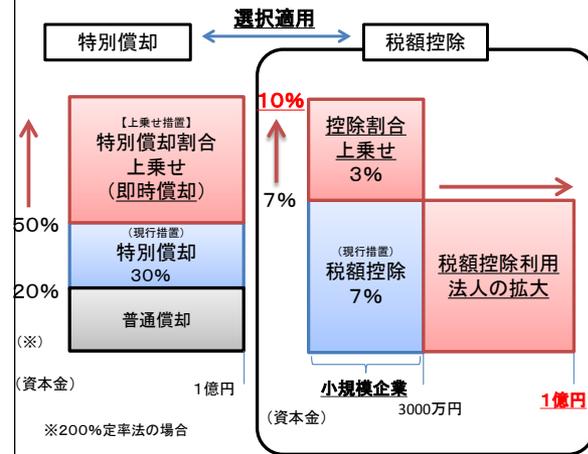
### 上乗せ措置の対象となる設備

○旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

- ・すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
- ・サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ)
- ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)

※適用は産業競争力強化法(仮称)の施行後

### 措置内容



## 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

パソコン、ソフトウェアなど30万円未満の少額資産の投資の促進等を図るため、**適用期限を2年間延長**。

※平成28年3月31日まで

ソフトウェア パソコン



30万円未満の資産の例

全額損金算入

(合計300万円以下)

## 創業時の登録免許税の軽減措置の創設

産業競争力強化法(仮称)に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内における、**会社設立時の登録免許税を半減する措置を創設**。 ※平成28年3月31日まで



## 中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設

産業競争力強化法(仮称)の再生計画に基づく**第二会社に係る会社分割、事業譲渡の登録免許税の軽減措置を創設**。 ※平成28年3月31日まで

